

第9節 二次災害の防止計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請 4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請	必要に応じ 避難措置、立入制限 総務課・農林課・建築住宅課・土木管理室・道路河川課・建築指導課・開発指導課・消防本部・和泉警察署・まちづくり政策室

第1 計画の方針

関係機関は、余震又は大雨による浸水、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、必要に応じ、和泉警察署と連携を図り立入制限を実施する。また、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第2 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設など）

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに広報等により関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3 建築物等

1 公共建築物

市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、地震により被災した建築物が引き続き使用できるかどうか、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって、必要に応じ府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築者の所有者等にその応急危険度を周知し、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止に努める。

3 宅地

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施する。実施にあたって、必要に応じ府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第4 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 放射性物質施設（放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。